

議案第16号

平成24年度における職員の給与の特例に関する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

平成24年度における職員の給与の特例に関する条例

(市長等の給料月額の特例)

第1条 市長、副市長、公営企業管理者、教育長及び常勤の監査委員の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における給料月額は、大津市長及び副市長の給与に関する条例（昭和31年条例第20号）第3条第1項、大津市公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年条例第39号）第3条第1項、大津市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和31年条例第22号）第3条第1項及び大津市常勤の監査委員の給与等に関する条例（昭和36年条例第17号）第3条の規定にかかわらず、これらの規定による額からその100分の3.8に相当する額を減じた額とする。ただし、地域手当（他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。）、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定による額とする。

(一般職の職員の給料月額の特例)

第2条 大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第21号。以下「給与条例」という。）第3条第1項第1号若しくは第2号イに掲げる給料表又は大津市教育公務員の給与に関する条例（昭和32年条例第22号。以下「教育公務員給与条例」という。）第4条第1項に掲げる給料表の適用を受ける職員の特例期間における給料月額は、給与条例第3条から第5条まで及び大津市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第20号）附則第7項から第9項まで又は教育公務員給与条例第4条から第6条まで及び大津市教育公務員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第40号）附則第7項

から第9項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額（以下「基礎給料月額」という。）から、次の表の左欄に掲げる当該職員の職の区分に応じ、同表の右欄に定める割合に相当する額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）をそれぞれ減じた額とする。ただし、手当（地域手当にあっては、他の給与の額の算出の基礎となる場合に限る。以下同じ。）の額、給料の調整額（手当の額及び勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる場合に限る。）、勤務1時間当たりの給与額（大津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第6号）第14条第3項、大津市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第1号）第17条第1項若しくは第20条第1項において読み替えて準用する給与条例第14条第1項若しくは大津市職員の育児休業等に関する条例第23条、大津市職員の修学部分休業に関する条例（平成17年条例第2号）第3条又は給与条例第12条（教育公務員給与条例第14条第1項において準用する場合を含む。）の規定による給与の額の算出の基礎となる場合を除く。）及び教職調整額（手当の額の算出の基礎となる場合に限る。）の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額とする。

部長及び部長相当職	100分の2.9
次長及び次長相当職	100分の2.6
課長及び課長相当職	100分の2.3
課長補佐及び課長補佐相当職	100分の1.3
大津市立幼稚園の園長及び園長相当職	100分の1.3

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第17号

大津市開発事業の手続及び基準に関する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市開発事業の手続及び基準に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、開発事業の計画に係る事前協議等の手続及び都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく開発許可の基準その他開発事業に関し必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の保全及び形成を図り、もって秩序ある調和のとれたまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発事業 法第29条第1項又は第2項の規定による開発行為の許可（以下「開発許可」という。）を要する開発行為をいう。
- (2) 開発事業区域 開発事業を行おうとする土地の区域をいう。
- (3) 事業者 開発事業を行おうとする者をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。

(遵守すべき基本事項)

第3条 事業者は、開発事業の計画を作成するに当たっては、次に掲げる基本事項を遵守しなければならない。

- (1) 総合計画（本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために策定した基本構想及

びこれに基づく計画の総体をいう。)、都市計画マスタープラン(法第18条の2第1項の規定により定められた市の都市計画に関する基本的な方針をいう。)等の市が定める計画等に則したものとすること。

- (2) 開発事業の施行により自然環境及び生活環境に悪影響が生じないように配慮すること。
- (3) 開発事業区域における土地利用の履歴の調査を行い、当該区域内の土壌の汚染の状況の把握に努めること。
- (4) 交通安全及び道路等への支障の防止に配慮した資材等の搬出入計画を作成すること。

(事前協議)

第4条 事業者は、開発事業を行おうとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、開発事業の計画について市長と協議しなければならない。

(公益的施設管理者との協議)

第5条 前条の協議の結果、市長が必要と認めるときは、事業者は、規則で定めるところにより、開発事業区域内に配置する法第33条第1項第6号に規定する公益的施設(以下「公益的施設」という。)の管理者と協議し、その結果を市長に報告しなければならない。

(政令に定める技術的細目に係る制限の強化又は緩和)

第6条 法第33条第3項に規定する条例で定める同条第2項の政令で定める技術的細目において定められた制限の強化又は緩和は、次の各号に掲げる制限の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 政令第25条第2号に規定する予定建築物等の敷地に接する道路の幅員の最低限度 別表第1に定めるとおり
- (2) 政令第25条第3号に規定する予定建築物等の敷地から250メートル以内の距離に幅員12メートル以上の道路が設けられる必要のある市街化調整区域における開発区域の面積 10ヘクタール以上
- (3) 政令第25条第6号及び第7号に規定する開発区域に設置すべき公園、緑地及び広場(以下「公園等」という。)の規模等 別表第2に定めるとおり
- (4) 政令第27条に規定する公益的施設を配置すべき開発行為の規模 別表第3に定めるとおり

(敷地面積の最低限度)

第7条 法第33条第4項に規定する条例で区域、目的又は予定される建築物の用途を限り定める建築物の敷地面積の最低限度は、別表第4に定めるとおりとする。

(事前周知)

第8条 事業者は、規則で定めるところにより、開発事業（大津市生活環境の保全と増進に関する条例（平成10年条例第27号）第20条第1項に規定する特定事業に該当する場合を除く。）の計画の内容、工事の概要、環境への配慮等について、当該開発事業を行う地域の周辺住民等に対しあらかじめ説明会を開催するなど当該開発事業に関する周知について必要な措置を講じ、その結果を市長に報告しなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者又は開発事業に係る工事を施行する者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に開発事業区域に立ち入り、工事の状況その他必要な事項を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び勧告)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講じるよう指導し、又は勧告することができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定による協議をせず、又は虚偽の内容で協議を行った者
- (2) 第5条又は第8条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (3) 第8条の規定による必要な措置を講じない者
- (4) 前条第1項の規定による報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者
- (5) 前条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、又は忌避した者

(命令)

第11条 市長は、前条の勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、開発事業に係る工事の中止を命じ、又は相当な期限を定めて違反を是正するために必要な措置を講じるよう命じることができる。

(公表)

第12条 市長は、前条の命令を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表をされるべき者に、その理由を通知し、書面又は口頭により意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。
- 2 この条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開発許可の申請を行う開発事業について適用し、施行日前に開発許可の申請を行った開発事業については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日以後に開発許可の申請を行う開発事業のうち、施行日前に第4条に規定する事前協議に相当する行為又は法第32条第1項若しくは第2項に規定する協議が開始されている開発事業については、なお従前の例による。

別表第1（第6条関係）

- 1 政令第29条の2第1項第2号に定める基準に基づく制限の強化

配置すべき道路の幅員の最低限度 次の各号に掲げる予定建築物等の用途、予定建築物等の敷地の規模等に応じ、当該各号に定める幅員

- (1) 予定建築物等の用途が住宅（共同住宅にあつては、50戸未満である場合に限る。）であつて、その敷地の規模が1ヘクタール以上であるもの 9.5メートル
- (2) 予定建築物等の用途が共同住宅（50戸以上である場合に限る。）であるもの 9.5メートル（小区間で通行上支障がないと市長が認めるものにあつては、6メートル）
- (3) 予定建築物等の用途が住宅以外の建築物又は第一種特定工作物であつて、その敷地の規模が次のア又はイに掲げる規模であるもの 当該ア又はイに定める幅員
ア 10ヘクタール以上であるもの 12メートル（小区間で通行上支障がないと市長が認めるものにあつては、6メートル）
イ 1ヘクタール以上10ヘクタール未満であるもの 9.5メートル（小区間で通行上支障がないと市長が認めるものにあつては、6メートル）
- (4) 予定建築物等の用途が第二種特定工作物であるもの 9.5メートル（小区間で通行上支障がないと市長が認めるものにあつては、6メートル）

- 2 政令第29条の2第2項第2号に定める基準に基づく制限の緩和

既に市街地を形成している区域内で行われる開発行為において配置すべき道路の幅員の最低限度（予定建築物等の用途が住宅（共同住宅にあつては、50戸未満である場合に限る。）、住宅以外の建築物又は第一種特定工作物であつて、その敷地の規模が0.1ヘクタール以上1ヘクタール未満であるものに限る。） 6メートル

別表第2（第6条関係）

- 1 政令第29条の2第1項第5号イに定める基準に基づく制限の強化（予定建築物等の用途が共同住宅である開発行為である場合を除く。）

設置すべき施設の種類の種類を公園に限定する開発行為の規模 開発区域の面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満の開発行為

- 2 政令第29条の2第1項第5号ロに定める基準に基づく制限の強化（予定建築物等の用途が共同住宅である開発行為である場合及び予定建築物等の用途が住宅以外のものであつて土地の分譲を伴わない開発行為である場合を除く。）

公園等1箇所当たりの面積の最低限度 次の各号に掲げる開発行為の区分に応じ、当該各号に定める面積

- (1) 開発区域の面積が0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満であるもの 150平方メートル
 - (2) 開発区域の面積が1ヘクタール以上5ヘクタール未満であるもの 300平方メートル
- 3 政令第29条の2第1項第5号ハ及び同項第6号に定める基準に基づく制限の強化（予定建築物等の用途が共同住宅である開発行為である場合に限る。）

設置すべき公園等（開発区域の面積が5ヘクタール以上の開発行為にあつては、公園）の面積の合計の開発区域の面積に対する割合の最低限度 6パーセント（計画人口1人当たり3平方メートルに相当する面積が当該割合に基づく面積を下回る場合は、計画人口1人当たり3平方メートルに相当する面積を開発区域の面積で除した割合）

- 4 政令第29条の2第1項第6号に定める基準に基づく制限の強化（予定建築物等の用途が共同住宅である開発行為である場合を除く。）

設置すべき公園（予定建築物等の用途が住宅以外のものである場合は、公園等）の数及び1箇所当たりの面積の最低限度 次の各号に掲げる開発行為の区分に応じ、当該各号に定める数等

- (1) 開発区域の面積が20ヘクタール以上30ヘクタール未満であるもの 2,500平方メートル以上の公園を1箇所以上及び1,000平方メートル以上の公園を1箇所以上

- (2) 開発区域の面積が30ヘクタール以上60ヘクタール未満であるもの 2,500平方メートル以上の公園を2箇所以上及び1,000平方メートル以上の公園を2箇所以上
- (3) 開発区域の面積が60ヘクタール以上であるもの 開発区域の面積の1.5パーセント以上の面積の公園を1箇所以上、2,500平方メートル以上の公園を2箇所以上及び1,000平方メートル以上の公園を2箇所以上

別表第3（第6条関係）

政令第29条の2第1項第7号に定める基準に基づく制限の強化

公益的施設を配置すべき開発行為の規模 次の各号に掲げる公益的施設の区分に応じ、当該各号に定める開発行為の規模

- (1) 集会所 開発区域の面積が2ヘクタール又は計画戸数が100戸ごとに1箇所
- (2) ごみ収集場 開発区域の面積1,000平方メートル以上(規則で定める場合にあつては、規則で定める面積)につき1箇所以上(規則で定める場合を除く。)
- (3) その他の公益的施設 別に市長が定める規模

別表第4（第7条関係）

用途	用途地域	建ぺい率 (パーセント)	容積率 (パーセント)	敷地面積の最低限度 (平方メートル)	
				平均宅地面積	最小宅地面積
一戸建て住宅	第一種低層住居専用 地域	40	60	170	150
		50	80	150	135
	60	第二種低層住居専用 地域	100	135	120
			150		
		第一種中高層住居専用 地域	200	125	120
		第二種中高層住居専用 地域			
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
準住居地域					

注 この表中敷地面積の最低限度の欄の適用については、平均宅地面積及び最小宅地面積のいずれも満たさなければならないものとする。

議案第18号

大津市興行場法施行条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市興行場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、興行場法(昭和23年法律第137号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の場所及び構造設備の基準)

第2条 法第2条第2項の条例で定める興行場の設置の場所及び構造設備に係る公衆衛生上必要な基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場は、排水が容易に行える場所に設けること。ただし、最下階の床面又は床下に防湿上有効な措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (2) 興行場は、清掃及び排水が容易に行える構造とすること。
- (3) 観覧場(興行場内の入場者が観覧するために利用する場所をいう。以下同じ。)は、舞台等の興行に直接関係する場所を除き、ロビー、食堂、売店、便所等とは、隔壁等により区画すること。
- (4) 食堂、売店又は食品販売設備は、便所の付近その他の不潔な場所に設けないこと。ただし、便所に次室を設けた水洗便所であって衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (5) 階上の観覧場の前端は、階下に不潔な物等が落ちないように構造とすること。
- (6) 観覧場内の客席は、次の基準により設けること。

ア 1人の占有面積は、いす席又は座席(ます席を含む。)にあつては0.33平方メートル以上、立見席にあつては0.2平方メートル以上とすること。

イ 立見席には、入場者の観覧に支障が生じないように手すりを設けること。

- (7) 喫煙所を設置する場合は、入場者が利用しやすい適当な場所に設置し、煙が観覧場内に流入しない構造とすること。
- (8) 観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室には、衛生的空気環境を適正に確保できる機械換気設備（空気を浄化し、その流量のみを調節して供給（排出を含む。）することができる設備をいう。）又は空気調和設備（空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給（排出を含む。）をすることができる設備をいう。）を設けること。
- (9) 照明設備は、次の基準により設けること。
 - ア 観覧場、ロビー、便所、廊下、階段その他の入場者が利用する場所は、床面における全般照度が20ルクス以上を確保できるものとする。
 - イ 観覧場内は、興行時間中においても床面における全般照度が0.2ルクス（観覧場内の出入口及び非常口にあつては、0.5ルクス）以上を確保できるものとする。
- (10) 適当な数の入場者用便所を設け、常に清浄な水が供給できる流水式手洗設備を設けること。
- (11) その他規則で定める要件を備えること。

（衛生措置の基準）

第3条 法第3条第2項の条例で定める興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準は、次のとおりとする。

- (1) 興行場の周囲及び内部は、常に清潔に保つこと。
- (2) ねずみ、昆虫等の発生及び侵入の防止並びに定期的な駆除は、規則で定めるところにより行うこと。
- (3) 観覧場、ロビーその他の入場者が利用する居室の空気環境は、規則で定める基準により調整すること。
- (4) 照明設備は、定期的に保守点検し、前条第9号ア及びイに規定する照度を保つよう管理すること。
- (5) 便所は、常に清潔に保ち、防臭のための適切な措置を講ずること。
- (6) 1回の興行時間が2時間30分以上に及ぶときは、おおむね2時間30分について10分以上の休憩時間を設けること。ただし、換気を十分に行い、衛生上支障がない場合は、この限りでない。
- (7) 事故等に備えて救急医療品及び衛生材料を備えておくこと。
- (8) 案内員その他直接入場者に接する従業員の衣服は、常に清潔に保つこと。

(9) その他規則で定める措置を講ずること。

(基準の緩和等)

第4条 市長は、仮設若しくは既設の施設を使用して臨時に興行を行う興行場又は野外の興行場については、前2条の基準によることが困難な場合であって衛生上支障がないと認めるとき、又はこれらの基準による必要がないと認めるときは、これらの基準の一部を緩和し、又は適用しないことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市公衆浴場法施行条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市公衆浴場法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置の場所の配置の基準)

第2条 公衆浴場のうち、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用されるもの（以下「一般公衆浴場」という。）に係る法第2条第3項の条例で定める設置の場所の配置の基準は、既設の一般公衆浴場の敷地の境界線から設置しようとする一般公衆浴場の敷地の境界線までの最短距離が300メートル以上であることとする。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。

- (1) 一般公衆浴場を借り受け、又は譲り受けた者が引き続き同一の場所において当該一般公衆浴場を経営するとき。
- (2) 営業者が一般公衆浴場を新築し、増築し、若しくは改築し、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替え等を行い、引き続き同一の場所において一般公衆浴場を経営するとき。
- (3) 公共事業による移転等の対象となり、従前の場所において経営することができなくなった一般公衆浴場の営業者が一般公衆浴場を経営するとき。
- (4) 利用者の利便、土地の状況、人口密度、既設の一般公衆浴場の収容能力その他特別の事情により市長が公衆衛生上必要があると認めるとき。

(公衆浴場の措置の基準)

第3条 法第3条第2項の条例で定める公衆浴場（次条の規定の適用を受ける公衆浴場を除く。

以下この条において同じ。）の措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 脱衣室及び浴室は、男女別に設け、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

(2) 脱衣室及び浴室には、開放することができる窓又は換気設備を設けること。

(3) 脱衣室及び浴室には、採光又は照明のための設備を設けること。

(4) 脱衣室又は浴室には、飲料水を供給する設備を設けること。

(5) 脱衣室については、次のとおりとすること。

ア 想定される入浴者数に応じた広さを有すること。

イ 保温設備を設けること。

ウ 洗面設備を設けること。

エ 入浴者の衣類その他の携帯品を安全に保管することができる設備を設けること。

オ ベビーベッド又はこれに代わる設備を設けること。

(6) 浴室については、次のとおりとすること。

ア 天井は、水滴落下防止の方法を講じた構造とすること。

イ 床面から1.5メートルまでの壁は、耐水性の材料を用いること。

ウ 床面は、耐水性の材料を用い、適当な勾配を設け、汚水を屋外の排水溝又は排水管に排出することができるように仕上げ、かつ、清掃を容易に行うことができる構造とすること。

エ 洗い場は、想定される入浴者数に応じた広さを有すること。

オ 洗い場には、想定される入浴者数に応じた数の給湯栓、シャワー設備、洗い桶及び腰掛けを備えること。

(7) 浴室には、次に掲げる構造の浴槽を設けること。

ア 耐水性の材料を用いること。

イ 洗い場での使用水又は浴槽からの流出水が浴槽内に流入しないこと。

ウ 循環ろ過装置でろ過し、消毒設備で消毒された浴槽水を供給することができること。ただし、毎日換水する場合は、この限りでない。

エ 想定される入浴者数に応じた広さを有すること。

オ 入浴者の見やすい位置に浴槽水の温度を明示するための温度計等を有すること。

カ 必要に応じて手すり又は階段を有すること。

キ 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する場合

には、当該設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。

(8) 循環ろ過装置については、次のとおりとすること。

ア ろ過器は、十分なる過能力を有するものとし、ろ過器の前に集毛器を設けること。

イ ろ過器は、ろ材の交換を適切に行うことができる構造である場合を除き、ろ材について十分な逆洗浄を行うことができる構造とすること。

(9) サウナ室又はサウナ設備を設ける場合は、次のとおりとすること。

ア サウナ室は、男女を区別すること。

イ サウナ室の床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いること。

ウ サウナ室の床面は、清掃を容易に行うことができる構造とし、排水の必要がある場合には排水を容易に行うことができるように適当な勾配及び排水口を設けること。

エ サウナ室又はサウナ設備の蒸気若しくは熱気の放出口又は放熱パイプは、入浴者の身体に直接接触しない構造とすること。

オ サウナ室には、換気口を適当な位置に設けること。

カ サウナ室又はサウナ設備には、温度調節設備を設け、かつ、温度計を入浴者の見やすい位置に設けること。

キ サウナ室には、室内を見通すことができる窓を設け、かつ、非常用ブザー等を入浴者の利用しやすい位置に設けること。

(10) 脱衣室等入浴者の利用しやすい場所に男女別の便所を設け、開放することができる窓又は換気設備及び流水式手洗設備を設けること。

(11) 排水溝又は排水管及びこれらに付属する排水ますは、耐水性の材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐことができる構造とすること。

(12) 屋外に浴槽を設ける場合は、次のとおりとすること。

ア 浴槽及びこれに至る通路は、男女を区別し、相互に、かつ、外部から見通すことができない構造とすること。

イ 浴槽に至る通路は、脱衣室、浴室等から直接出入りすることができる構造とすること。

ウ 浴槽の構造は、第7号（エを除く。）に掲げる構造とすること。

エ 屋外には、洗い場を設けないこと。

オ 屋外の浴槽内の湯水が循環ろ過装置を経ずに屋内の浴槽内の湯水に直接混入しない構造とすること。

(13) 浴槽水は、営業中常に満ちた状態に保つこと。

- (14) 浴槽水の水質は、次の基準（市長が入浴者の衛生上支障がないと認める場合にあっては、ア又はイを除く。）を満たすものであること。
- ア 濁度は、5度以下とすること。
 - イ 過マンガン酸カリウム消費量は、1リットルにつき25ミリグラム以下とすること。
 - ウ 大腸菌群は、1ミリリットルにつき1個以下とすること。
 - エ レジオネラ属菌は、検出されないこと。
- (15) 給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと。
- (16) 浴槽水は、毎日完全に換水し、清浄に保つこと。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒を行うこと。
- (17) 原湯を貯留する貯湯槽内の湯水は、塩素系薬剤により消毒されている場合その他これと同等以上の消毒効果を有する方法により消毒されている場合を除き、その温度を摂氏60度以上に保つこと。
- (18) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。
- ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部の消毒をすること。
 - イ 浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。
 - ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるよう保つこと。ただし、これによりがたい場合であって、塩素系薬剤による消毒と併せてその他の方法による消毒を適切に行うときは、この限りでない。
 - エ 浴槽水については、1年に1回（気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、1年に2回）以上、第14号の水質基準について検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること。
- (19) 浴槽からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合は、この限りでない。
- (20) 浴槽水には、医薬品、医薬部外品その他の物質を加え、又は電気、放射線等を作用させないこと。ただし、市長が適当と認めるものについては、この限りでない。
- (21) 入浴者にタオル等の布類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒した清潔なものとする。
- (22) 入浴者にかみそりを貸与する場合は、新しいものとする。

(23) 脱衣室、浴室、便所その他の入浴者が利用する施設及び設備は、常に清潔で衛生的に保つこと。

(24) 脱衣室及び浴室に設けられた給水湯栓等から供給される湯水が水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること。

(25) 伝染のおそれがある疾病にかかっている者又はその疑いがある者は、業務に従事させないこと。

(26) 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備等を置き、掲げ、又は設けないこと。

(27) 8歳以上の男女を混浴させないこと。

(28) 衛生及び風紀を保持するため、入浴者の留意すべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。

(29) 脱衣室及び浴室は、十分な照度とすること。

(30) 脱衣室及び浴室は、脱衣又は入浴に支障がない温度に保ち、かつ、換気を十分に行うこと。

2 一般公衆浴場以外の公衆浴場については、利用の目的及び形態その他特別の理由により、市長が入浴者の衛生及び風紀上支障がないと認めるときは、前項に定める基準の一部を適用しないことができる。

（特殊公衆浴場の措置の基準）

第4条 公衆浴場のうち、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業の施設として利用されるもの（以下「特殊公衆浴場」という。）に係る法第3条第2項の条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項各号（第1号、第5号ア、ウ及びオ、第6号エ、第7号ウからカまで、第8号、第9号ア、第13号、第16号、第18号並びに第21号を除く。）に掲げる基準によること。

(2) 個室は、浴場の外部から見通すことができない構造とすること。

(3) 個室の床面積は、5平方メートル以上とし、適当な広さの脱衣室と浴室とに区分すること。

(4) 各個室への通路は共用とすること。

(5) 個室の出入口は、幅0.7メートル以上、高さ1.8メートル以上とし、出入口戸には、上部半分の位置に幅0.6メートル以上、高さ0.7メートル以上の透明ガラス窓を設け、かつ、カーテン等個室の内部の見通しを妨げる物及び鍵を設けないこと。

(6) 個室内は、個室の出入口から見通すことができる構造とし、遮蔽物を設けないこと。

- (7) 個室の照明の点滅器は、当該個室の外壁のみに設け、かつ、当該個室の全部の照明の点滅をすることができるものとする。
- (8) 適当な広さの待合室を設けること。
- (9) 適当な広さの従業員用休憩室を設けること。
- (10) タオルの保管戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
- (11) 浴槽水は、客1人ごとに換水すること。
- (12) 従業員が客に対して使用し、又は使用させるタオル、くし又はヘアブラシは、新しいもの又は消毒した清潔なものとする。
- (13) 従業員に風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市理容師法施行条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市理容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、理容師法(昭和22年法律第234号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(理容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第2条 法第9条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (2) 理容の作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
- (3) 顔そりの作業中は、マスクを使用すること。
- (4) 毛をそるために用いる石けん液は、客1人ごとに新しいものと取り替えること。
- (5) 消毒された布片及び器具は、消毒されていないものと区別して保管すること。
- (6) 消毒液は、随時取り替え、常に有効なものを使用すること。

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 法第12条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所の床面積は、10.7平方メートル(理容の用に供する椅子が2脚を超えるときは、10.7平方メートルに2脚を超える1脚ごとに3平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (2) 待合所は、理容を受けている者以外の者をみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。

(3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。

(4) 理容の用に供する椅子の数に応じて十分な数量の布片及び器具を備えること。

(5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。

(6) 衛生的な給水設備及び排水設備を設けること。

2 前項第1号及び第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

(理容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 理容師法施行令（昭和28年政令第232号）第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

(1) 社会福祉施設に入所している者及び警察署等に収容されている者に対して理容を行う場合

(2) 災害の際に避難所において被災者に対して理容を行う場合

(3) 興行場等において出演者に対して理容を行う場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして市長が認める場合

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第21号

大津市美容師法施行条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市美容師法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、美容師法(昭和32年法律第163号。以下「法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(美容の業を行う場合に講ずべき衛生上必要な措置)

第2条 法第8条第3号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 手指は、常に清潔に保つこと。
- (2) 美容の作業中は、清潔な作業衣を着用すること。
- (3) 消毒された布片及び器具は、消毒されていないものと区別して保管すること。
- (4) 消毒液は、随時取り替え、常に有効なものを使用すること。

(美容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第3条 法第13条第4号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 美容所の床面積は、9.9平方メートル(美容の用に供する椅子が2脚を超えるときは、9.9平方メートルに2脚を超える1脚ごとに2平方メートルを加えた面積)以上とすること。
- (2) 待合所は、美容を受けている者以外の者をみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。
- (3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。

- (4) 美容の用に供する椅子の数に応じて十分な数量の布片及び器具を備えること。
- (5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。
- (6) 衛生的な給水設備及び排水設備を設けること。

2 前項第1号及び第6号の規定は、結髪のみを業とする美容所及び特別の事情によりこれらの規定によりがたい美容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

(美容所以外の場所で業務を行うことができる場合)

第4条 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)第4条第3号の条例で定める場合は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設に入所している者及び警察署等に収容されている者に対して美容を行う場合
- (2) 災害の際に避難所において被災者に対して美容を行う場合
- (3) 興行場等において出演者に対して美容を行う場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして市長が認める場合

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第22号

大津市クリーニング所において講ずべき措置に関する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市クリーニング所において講ずべき措置に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、クリーニング業法（昭和25年法律第207号。以下「法」という。）第3条第3項第6号の規定に基づき、クリーニング所において講ずべき必要な措置について定めるものとする。

(クリーニング所において講ずべき必要な措置)

第2条 法第3条第3項第6号の条例で定める必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) クリーニング所は居室その他の場所と区分し、かつ、洗濯物の処理を行う場所は他の用途に使用しないこと。
- (2) 食品の販売、調理等を行う施設その他相互に汚染の可能性がある施設と同一の施設内に洗濯物の受取及び引渡しのための施設（以下「受渡し場」という。）を設ける場合には、当該施設の境界に障壁等を設けること。
- (3) クリーニング所内は、採光、照明及び換気を十分にすること。
- (4) 仕上場及び受渡し場の床には、耐水性の材料を用いること。
- (5) 洗濯物を、洗濯又は仕上げの終わったものと終わらないものに区分して収納する棚、容器等を備えること。
- (6) 仕上げを行うときは、清潔な作業衣を着用すること。
- (7) クリーニング所及び洗濯物を収納する容器は、随時消毒し、かつ、ねずみ族及び昆虫の防除を行うこと。

(8) クリーニング業法施行規則（昭和25年厚生省令第35号）第1条に規定する洗濯物（以下「指定洗濯物」という。）を取り扱うクリーニング所にあつては、指定洗濯物を収納するための専用の容器を備え、その容器に指定洗濯物である旨の表示をすること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、溶剤を使用するクリーニング所にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 溶剤、蒸留残さ物等は、専用の容器に保管すること。

イ 溶剤、蒸留残さ物等を保管する場所は、床面に不浸透性の材料を用い、かつ、直射日光を遮り、雨水の浸入を防止できる構造とすること。

ウ 溶剤としてテトラクロロエチレンを使用する場合は、排液処理装置及び溶剤蒸気回収装置を設置すること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第23号

大津市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及び当該工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者（以下「布設工事監督者」という。）に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者を配置する工事)

第2条 法第12条第1項の条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第12条第2項の条例で定める資格は、同項の政令で定める資格とする。

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、同項の政令で定める資格とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第24号

大津市立障害者通所施設条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市立障害者通所施設条例

大津市立知的障害者通所施設条例（平成11年条例第40号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 障害者の在宅生活を支援するとともに、その生活の質の向上を図るため、大津市立障害者通所施設（以下「通所施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 通所施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大津市立やまびこ総合支援センター	大津市馬場二丁目13番50号
大津市立北部子ども療育センター	大津市和邇中176番地の1
大津市立東部子ども療育センター	大津市萱野浦1番11号

（定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 小学校就学の始期に達するまでの児童をいう。
- (2) 発達支援療育 社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児及びその保護者に対し、当該乳幼児の療育その他の支援を行うサービスをいう。
- (3) 移動支援 障害者等が円滑に外出することができるよう、障害者等の移動を支援するサー

ビスをいう。

- (4) 日中一時支援 日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障害者に対し、活動の場を提供し、見守るとともに、社会に適応するための日常的な訓練等を行うサービスをいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

（サービスの提供）

第4条 通所施設においては、児童福祉法に規定するサービスのうち、次に掲げるものを提供する。

- (1) 障害児通所支援（医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスを除く。以下同じ。）
(2) 障害児相談支援

2 前項に掲げるもののほか、大津市立やまびこ総合支援センターにおいては、次に掲げるサービスを提供する。

- (1) 障害者自立支援法に規定するサービスのうち、次に掲げるもの

ア 次に掲げる障害福祉サービス

- (ア) 居宅介護
(イ) 重度訪問介護
(ウ) 行動援護
(エ) 生活介護
(オ) 重度障害者等包括支援
(カ) 自立訓練

イ 相談支援

- (2) 移動支援
(3) 日中一時支援
(4) 入浴サービス
(5) 夜間の一時保護

3 第1項に掲げるもののほか、大津市立東部子ども療育センターにおいては、発達支援療育を提供する。

（定員）

第5条 通所施設におけるサービスの利用定員は、規則で定める。

(利用の資格)

第6条 障害児通所支援を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 本市の区域内に住所を有し、児童福祉法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定に係る障害児
 - (2) 児童福祉法第21条の6の規定による措置を受けた障害児
 - (3) 保護者が第1号に規定する通所給付決定又は前号に規定する措置を受けていないことについて、市長がやむを得ない事由があると認める障害児
- 2 障害福祉サービス（第4条第2項第1号アに掲げるサービスをいう。以下この項及び第7条第3項において同じ。）を利用することができる者は、次に掲げる者とする。
- (1) 本市の区域内に住所を有し、障害者自立支援法第19条第1項に規定する支給決定（障害福祉サービスに係るものに限る。）に係る障害者等
 - (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の4の規定による措置を受けた者
 - (3) 児童福祉法第21条の6の規定による措置（障害福祉サービス（生活介護及び自立訓練を除く。）に係るものに限る。）を受けた者
- 3 移動支援を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、外出時に移動の支援が必要であると市長が認める者とする。
- 4 日中一時支援を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認める者とする。
- 5 入浴サービスを利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳（次項において「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者その他自宅において入浴することが困難であると認められる者のうち、あらかじめ市長に申請し利用者の登録を受けている者とする。
- 6 夜間の一時保護を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有し、滋賀県知事から知的障害者の療育手帳の交付を受けている者（身体障害者手帳の交付を受けている障害児を含む。）のうち、あらかじめ市長に申請し利用者の登録を受けている者とする。
- 7 発達支援療育を利用することができる者は、本市の区域内に住所を有する社会的又は精神的な発達に課題のある乳幼児のうち継続的な支援が必要であると市長が認める者及びその保護者とする。
- 8 前各項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があるときは、これらの規定に定める者以外

の者に対し、サービスの利用を認めることができる。

(使用料等)

第7条 障害児通所支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（以下「基準額」という。）とする。

2 障害児相談支援の利用に係る使用料の額は、児童福祉法第24条の26第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

3 障害福祉サービスの利用に係る使用料の額は、障害者自立支援法第29条第3項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額とする。

4 相談支援の利用に係る使用料の額は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 地域相談支援 障害者自立支援法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

(2) 計画相談支援 障害者自立支援法第51条の17第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額

5 移動支援、日中一時支援、入浴サービス及び夜間の一時保護の利用に係る使用料の額は、規則で定める。

6 通所施設において食事又は間食の提供を受けた場合に要する費用の額は、規則で定める。

(使用料の減免)

第8条 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第1項第1号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額からその者に対して支給される障害児通所給付費等に相当する額を控除した額に相当する額を免除する。

2 市長は、障害児通所支援を利用した者(第6条第1項第3号に掲げる者に限る。)に対し、その利用に係る使用料のうち、基準額に相当する額を免除する。

3 前2項に定めるもののほか、市長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(会議室の使用の許可)

第9条 通所施設の利用者又は障害福祉に関するサービスを提供する事業者その他障害者福祉に関係を有する者は、会議を開催しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、その使用の許可を受けて大津市立やまびこ総合支援センターの会議室（以下「会議室」という。）を使用する

ことができる。この場合において、市長は、会議室の管理上必要があると認めるときは、使用の許可について、必要な条件を付することができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会議室の使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 会議室の施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。
- (3) その他大津市立やまびこ総合支援センターの管理上支障があると認められるとき。

3 市長は、会議室の使用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 前項各号のいずれかに該当したとき。

(会議室の使用料)

第10条 会議室の使用料は、無料とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、通所施設の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の大津市立知的障害者通所施設条例（以下「旧条例」という。）の規定に基づいて市長がした処分その他の行為は、この条例の相当規定に基づき市長がした処分その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際現に旧条例に基づいて市長に対してされている申請その他の行為は、この条例の相当規定に基づいて市長に対してされた申請その他の行為とみなす。

4 施行日前の大津市立知的障害者通所施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第25号

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市事務分掌条例の一部を改正する条例

大津市事務分掌条例（昭和48年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中カを削り、キをカとする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第26号

大津市市税条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市市税条例の一部を改正する条例

大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第105条中「4,618円」を「5,262円」に改める。

附則第6条の4第1項中「この条において」を「この項において」に、「¹）については」を「¹）がある場合には、特例損失金額（同条第3項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について」に、「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、「年度分」の次に「で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分」を加え、「平成23年」を「当該損失対象金額が生じた年」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項前段」を「前項前段」に、「特例損失金額」を「損失対象金額」に、「この条において」を「この項において」に、「平成23年」を「当該親族資産損失額が生じた年」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削り、同条第5項を同条第3項とする。

附則第9条を次のように改める。

第9条 削除

附則第16条の2第1項中「2,190円」を「2,495円」に改める。

附則に次の1条を加える。

（個人の市民税の税率の特例等）

第24条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は、第36条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に500円を加算した額とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第9条の改正規定及び次条の規定 平成25年1月1日

(2) 第105条の改正規定、附則第16条の2第1項の改正規定及び附則第3条の規定 平成25年4月1日

(個人の市民税に関する経過措置)

第2条 平成24年12月31日以前に支払うべき退職手当等（改正前の大津市市税条例第56条の2に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第9条第1項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

議案第27号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（大津市情報公開条例の適用除外）

第8条 この条例の規定により手数料を徴収して閲覧に供し、又は交付する書面（当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。）については、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）第2章の規定を適用しない。

別表第17項第1号中「第9条の3」を「第9条の4」に改め、同項第3号中「という。）」の次に「、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち同規則第22条の2第1号ハに定める構造を有しなければならないものに係る特定屋外タンク貯蔵所（以下この号において「浮き蓋付特

定屋外タンク貯蔵所」という。）」を加え、

「
浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵
所

を

「
浮き屋根式特定
屋外タンク貯蔵
所及び浮き蓋付
特定屋外タンク
貯蔵所

に
」

改め、同表第19項中第53号を第54号とし、第52号を第53号とし、第51号を第52号とし、第50号の次に次の1号を加える。

(51) 建築基準法第6条第1項の規定による確認に係る台帳の写し（電磁的記録で保存されて

いる台帳を紙に出力したものを含む。)の交付 1件につき 470円。ただし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

別表第27項第2号ア中「10分の1」の次に「(公共施設の位置又は規模の変更を伴う場合にあっては、10分の3.5)」を加え、同表に次の5項を加える。

57 道路法第28条第1項に規定する道路台帳に関する図面及び市道路線網図の写し(電磁的記録で保存されている道路台帳に関する図面及び市道路線網図を紙に出力したものを含む。)の交付 図面1枚につき 150円。ただし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

58 市道、法定外道路及び普通河川等(次項において「市道等」という。)と隣接する土地との境界確定に関する図面の写し(電磁的記録で保存されている境界確定に関する図面を紙に出力したものを含む。)の交付 図面1枚につき 150円。ただし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

59 市道等と隣接する土地との境界確定に関する証明 1件につき 300円。ただし、証明書に添付する図面を日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に、図面の枚数に応じ、用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

60 国土調査法(昭和26年法律第180号)第2条第5項に規定する地籍調査に係る同法第19条第1項に規定する成果(以下この項及び次項において「地籍調査成果」という。)に関する図面の写し(電磁的記録で保存されている地籍調査成果に関する図面を紙に出力したものを含む。)の交付 図面1枚につき 150円。ただし、日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

61 地籍調査成果に関する証明 1件につき 300円。ただし、証明書に添付する図面を日本工業規格A列3番を超える大きさの用紙又はカラーで交付する場合にあっては、この額に、図面の枚数に応じ、用紙代及び印刷代の実費を勘案して市長が定める額を加算した額とする。

第2条 大津市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第23項を削り、第24項を第23項とし、第25項から第61項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第8条を第9条とし、第7条の次に1条を加える改正規定及び別表第17項第1号の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中別表第27項の改正規定 平成24年7月1日
- (3) 第2条の規定 平成24年7月9日

議案第28号

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を削り、第1条中見出し及び条名を削り、「。以下「法」という。」を削り、「目的のため、」を「事業に関する経理を適正に行うため」に改め、第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号から第11号までを2号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、平成24年度以後の歳入及び歳出について適用し、平成23年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

議案第29号

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例の一部を改正する条例

大津市犯罪被害者等見舞金支給条例(平成14年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「又は外国人登録原票に登録され」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

議案第30号

大津市営霊園条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市営霊園条例の一部を改正する条例

大津市営霊園条例（平成5年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「又は外国人の登録」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

議案第31号

大津市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市印鑑条例の一部を改正する条例

大津市印鑑条例（昭和45年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき登録」を「に基づき記録」に改める。

第4条中「次の」の次に「各号の」を加え、同条第1号中「又は外国人登録原票」及び「又は登録」を削る。

第8条中「または外国人登録原票」を削り、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第10条第2号中「し、又は外国人登録原票を閉鎖し、若しくは送付」を削る。

附 則

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

議案第32号

大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する
条例等の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する
条例等の一部を改正する条例

(大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例の一部
改正)

第1条 大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例
(平成16年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「第30条の44第8項」を「第30条の44第12項」に改める。

第5条第1項中「法の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者で住民基本台帳カ
ードの交付を受けていないもの及び外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により
本市の外国人登録原票に登録されている者」を「住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成
21年法律第77号)附則第9条の規定の適用を受ける者」に改め、同項第2号中「、外国人
登録原票に登録した事項に関する証明書」を削る。

第2条 大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例

第1条中「定めるとともに、大津市民カードの交付及び利用について」を削る。

第5条を削り、第6条を第5条とする。

(大津市印鑑条例の一部改正)

第3条 大津市印鑑条例(昭和45年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例」を「大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例」に改め、「(カード条例第5条第9項において準用する場合を含む。次条第5号において同じ。)」及び「又は大津市民カード」を削る。

(大津市印鑑条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 大津市印鑑条例の一部を改正する条例(平成16年条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例」を「大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例」に改め、「(同条例第5条第9項において準用する場合を含む。)」及び「又は大津市民カード」を削る。

(大津市手数料条例の一部改正)

第5条 大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第4項、第11項及び第12項中「又は大津市民カード」を削り、同表中第31項を削り、第32項を第31項とし、第33項から第60項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1、この条例中第1条の規定及び次項の規定は平成24年7月9日から、第2条から第5条までの規定及び附則第3項から第5項までの規定は平成25年7月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の大津市住民基本台帳カードの利用並びに大津市民カードの交付及び利用に関する条例第5条の規定は、第1条の規定の施行の日以後に大津市民カードの交付を受ける者について適用し、同条の規定の施行の際現に大津市民カードの交付を受けている者については、当該大津市民カードの有効期間が満了するまでの間、外国人登録原票に登録した事項に関する証明書を交付するサービスに係る事項を除き、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市住民基本台帳カードの利用に関する条例の規定にかかわらず、同条の規定の施行の際現に大津市民カードの交付を受けている者については、当該大津市民カードの有効期間が満了するまでの間、なお従前の例による。
- 4 第3条の規定による改正後の大津市印鑑条例の規定にかかわらず、前項の規定の適用を受け

る者については、同項に規定する期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

- 5 第5条の規定による改正後の大津市手数料条例別表第4項、第11項及び第12項の規定にかかわらず、附則第3項の規定の適用を受ける者については、同項に規定する期間が満了するまでの間、なお従前の例による。

議案第33号

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正
する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例の一部を改正
する条例

大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例（平成6年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表(3)の項中「1,800円」を「3,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第34号

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉施設条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表保育所の部大津市立山中保育園の項を削り、同部大津市立ひえい平保育園の項中「大津市比叡平二丁目39番4号」を「大津市比叡平一丁目45番3号」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第35号

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の7」を「第34条の8」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第36号

大津市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例

大津市障害者自立支援法施行条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

- (5) 障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に努めること。

第4条第1項中「指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者（以下「指定事業者等」という。）」を「指定事業者等及び指定相談支援事業者」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「指定事業者等」の次に「及び指定相談支援事業者」を加える。

第7条の見出し中「サービス利用計画の作成等のための」を「障害程度区分の認定に関する」に改め、同条第1項中「サービス利用計画（法第5条第18項第2号に規定するサービス利用計画をいう。以下同じ。）」を「サービス等利用計画案又はサービス等利用計画」に、「指定相談支援事業者」を「指定特定相談支援事業者」に改め、同条第3項中「指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下「指定相談支援事業者等」という。）」を「指定一般相談支援事業者等」に、「当該指定相談支援事業者等」を「当該指定一般相談支援事業者等」に改め、同条第5項中「サービス利用計画の作成等のための」を「障害程度区分の認定に関する」に改める。

第9条第3項中「又は法第25条第2項」を「、法第25条第2項、法第51条の9第2項又は法第51条の10第2項」に改め、「受給者証」の次に「又は地域相談支援受給者証」を加える。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第37号

大津市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険条例の一部を改正する条例

大津市介護保険条例（平成18年条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第8章 雑則（第26条・第27条）」を「第8章 介護老人保健施設の開設許可等
第9章 罰則（第28条―第31条）」を第9章 雑則（第27条・第28条）
第10章 罰則（第29条―第32条）

に係る手数料（第26条）

に改める。

第15条を次のように改める。

（保険料率）

第15条 平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料の保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 26,265円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 26,265円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 44,805円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 61,800円
- (5) 次のいずれかに該当する者 69,525円

ア 合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が1,250,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 77,250円

ア 合計所得金額が1,250,000円以上2,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 86,520円

ア 合計所得金額が2,000,000円以上3,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 95,790円

ア 合計所得金額が3,500,000円以上5,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 108,150円

ア 合計所得金額が5,000,000円以上7,500,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 117,420円

ア 合計所得金額が7,500,000円以上10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（政令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

(1) 前各号のいずれにも該当しない者 129,780円

第17条第3項中「若しくは第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イ」に改める。

第9章中第31条を第32条とし、第28条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、同章を第10章とする。

第8章中第27条を第28条とし、第26条を第27条とし、同章を第9章とする。

第7章の次に次の1章を加える。

第8章 介護老人保健施設の開設許可等に係る手数料

(介護老人保健施設の開設許可等に係る手数料)

第26条 法第94条第1項又は第2項の規定により介護老人保健施設の開設の許可又は変更の許可を受けようとする者は、その申請の際、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の手数を納付しなければならない。

(1) 介護老人保健施設の開設の許可 1件につき 60,000円

(2) 介護老人保健施設の変更（構造又は設備の変更を伴うものに限る。）の許可 1件につき 30,000円

2 既納の手数は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

附則第5条を次のように改める。

(平成24年度から平成26年度までにおける保険料率の特例)

第5条 政令附則第16条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第15条の規定にかかわらず、40,170円とする。

2 政令附則第17条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成24年度から平成26年度までの保険料率は、第15条の規定にかかわらず、49,440円とする。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第38号

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市介護老人保健施設事業の設置等に関する条例（平成7年条例第49号）の一部を次のよ
うに改正する。

第1条中「第8条第23項」を「第8条第25項」に、「同条第25項」を「同条第27項」
に改める。

第3条第5項中「第8条第23項」を「第8条第25項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第 39 号

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 2 月 20 日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業給水条例の一部を改正する条例

大津市水道事業給水条例（昭和 33 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 上水道給水区域の項中「湖青二丁目」の次に「、山百合の丘」を加える。

附 則

この条例は、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）の規定に基づく大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業に係る同法第 103 条第 4 項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

大津市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市立図書館条例の一部を改正する条例

大津市立図書館条例（昭和56年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表大津市立図書館の項中「及び同番35号」を削り、同表に次のように加える。

大津市立北図書館	大津市堅田二丁目1番11号
----------	---------------

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（図書館協議会）

第3条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館に大津市図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員の定数は、10人以内とする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。
 - (1) 学校教育及び社会教育の関係者
 - (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
 - (3) 学識経験を有する者
 - (4) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民
- 4 前項第4号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を任命しないことができる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(大津市北部地域文化センター条例の一部改正)

- 2 大津市北部地域文化センター条例（平成5年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を次のように改め、第3号を削る。

(1) 文化及び教養の高揚のための機会及び場所の提供に関する事業

第4条中第1号を次のように改め、第3号を削る。

(1) ホールその他の施設

第5条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

議案第41号

大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例
大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例（平成20年条例第48号）の一
部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市旅館業法施行条例

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 この条例は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）の施行に関し、
必要な事項を定めるものとする。

第5条を第8条とし、第4条を第7条とする。

第3条中「別表第2」を「別表第3」に改め、同条を第6条とする。

第2条中「政令」を「旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）」
に、「別表第1」を「別表第2」に改め、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

（施設の指定等）

第2条 法第3条第3項第3号（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場
合を含む。）の条例で定める施設は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校（高等課程に限る。）

及び同法第134条第1項に規定する各種学校（その教育課程が同法第1条に規定する学校（大学を除く。）の教育課程に相当するものに限る。）

(2) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条に規定する公民館

(3) 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

(4) 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、公園、スポーツ施設その他これらに類する施設であつて、主として児童の利用に供されるもの又は多数の児童の利用に供されるものとして市長が指定するもの

2 市長は、前項第5号の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

3 法第3条第4項（法第3条の2第2項及び第3条の3第3項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 国が設置する施設 当該施設の長

(2) 地方公共団体が設置する施設 当該施設を所管する地方公共団体の長又は教育委員会

(3) 前2号に掲げる施設以外の施設 市長

（宿泊者の衛生に必要な措置の基準）

第3条 法第4条第2項の条例で定める措置の基準は、別表第1のとおりとする。

（宿泊を拒むことができる事由）

第4条 法第5条第3号の条例で定める事由は、宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合とする。

別表第2中「第3条関係」を「第6条関係」に、「別表第1第1項」を「別表第2第1項」に改め、同表を別表第3とする。

別表第1中「第2条関係」を「第5条関係」に改め、同表第5項第1号イ中「（昭和22年法律第26号）」を削り、同号ウ中「（昭和25年法律第118号）」を削り、同号カ中「（昭和24年法律第207号）」を削り、同号キ中「（昭和26年法律第285号）」を削り、同表を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

別表第1（第3条関係）

宿泊者の衛生に必要な措置の基準

1 施設及びその周囲は、常に清潔に保つこと。

2 衛生上有害な昆虫及びねずみの発生及び侵入を防止し、必要に応じその駆除を行うこと。

3 客室には、次に掲げる基準を超えて宿泊者を宿泊させないこと。ただし、利用の形態その他特別の理由により市長が衛生上支障がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) ホテル営業、旅館営業及び下宿営業の施設の客室にあつては、寝台を使用しない場合は客室の床面積3.3平方メートルにつき1人、寝台を使用する場合は客室の床面積4.5平方メートルにつき1人
- (2) 簡易宿所営業の施設の客室にあつては、寝台を使用しない場合は客室の床面積2.5平方メートルにつき1人、寝台を使用する場合は客室の床面積3.0平方メートルにつき1人(階層式寝台を使用する場合は、客室の床面積4.5平方メートルにつき2人)

4 寝具については、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 布団及び枕には、清潔な敷布、布団カバー及び枕カバーを用いること。
- (2) 寝衣、敷布、布団カバー及び枕カバーは、宿泊者ごとに交換し、洗濯すること。
- (3) 布団、枕、毛布等は、常に清潔に保ち、適当な方法により湿気を除くこと。

5 浴室については、次に掲げる措置を講ずること。

- (1) 共同浴室にあつては、使用中は浴槽を湯水で満たしておくこと。
- (2) 浴槽水並びに給水湯栓及びシャワー設備から供給される湯水は、清浄に保つこと。
- (3) 給水湯栓等から供給される湯水が水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合していないときは、入浴者の見やすい場所に飲用に適さない旨の表示をすること。
- (4) 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、1週間に1回以上完全に換水し、浴槽の清掃及び消毒をすること。
- (5) 原湯を貯留する貯湯槽内の湯水は、塩素系薬剤により消毒されている場合その他これと同等以上の消毒効果を有する方法により消毒されている場合を除き、その温度を摂氏60度以上に保つこと。

(6) ろ過器を使用して浴槽水を循環させる場合は、次に掲げる措置を講ずること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上、逆洗浄等を行い、ろ材に付着した生物膜等の汚れを除去するとともに、内部を消毒すること。

イ 浴槽水を循環させるための配管は、必要に応じて清掃及び消毒をすること。

ウ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が1リットルにつき0.2ミリグラム以上になるように保ち、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

ただし、これによりがたい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を

併用することにより、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。

エ 浴槽水については、1年に1回（気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽又は屋外の浴槽内の湯水を循環させる場合は、1年に2回）以上レジオネラ属菌検査を定期的に行い、その結果を3年間保管すること。

(7) 浴槽からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）内の湯水は、浴用に供しないこと。ただし、回収槽内の清掃及び消毒を十分に行い、かつ、回収槽内の湯水を塩素系薬剤により消毒する場合は、この限りでない。

6 洗面所には、飲用に適する湯又は水を十分に供給すること。

7 旅館業を営む者は、宿泊者の衛生に必要な措置について適正な管理を行うため、施設又はその部門ごとに、管理責任者を定めること。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第42号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成16年条例第5号）の一部を次の
ように改正する。

第1条中「面積が1.0ヘクタール未満の風致地区（以下単に「風致地区」という。）」を「風致
地区（面積が1.0ヘクタール以上で2以上の市町の区域にわたるものを除く。以下同じ。）」に改
める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にされた滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和
45年滋賀県条例第24号）第2条第1項の許可若しくは許可の申請又は同条第3項の協議に
係る行為については、なお従前の例による。

議案第43号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第38号）
の一部を次のように改正する。

第4条の次に次の1条を加える。

（剰余金の処分）

第4条の2 事業年度末において企業債を有する水道事業等は、毎事業年度生じた利益のうち
法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「欠
損金補てん残額」という。）の10分の1を下らない金額（企業債の額から既に積み立てた減
債積立金（企業債の償還に充てる目的のため積み立てるものをいう。以下同じ。）の積立額を控
除した額が欠損金補てん残額の10分の1に満たない水道事業等にあつては、その額）を企業
債の額に達するまで、減債積立金として積み立てなければならない。

2 事業年度末において企業債を有しない水道事業等及び前項の規定により企業債の額に達す
るまで減債積立金を積み立てた水道事業等は、欠損金補てん残額の10分の1を下らない金額
（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した水道事業等にあつては、欠
損金補てん残額の10分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除
して得た額を下らない額）を建設改良積立金（建設改良工事に充てる目的のため積み立てるも
のをいう。次項において同じ。）として積み立てなければならない。

- 3 第1項の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある水道事業等は、前項の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を建設改良積立金として積み立てることができる。
- 4 水道事業等において毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。
- 5 資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産で地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第4項（同規則第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第44号

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

大津市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「消化器科 呼吸器科」を「消化器内科 呼吸器内科」に、「循環器科」を「循環器内科」に改める。

第3条第3項第3号中「(大正11年法律第70号)」を削る。

第10条を第11条とし、第6条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

(剰余金の処分)

第6条 病院事業において毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を附した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金に整理すべき資金をもって取得した資産で地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）第8条第4項（同規則第9条第3項において準用する場合を含む。）の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和42年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民

4 前項第4号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。

第3条第5項中「または」を「又は」に、「第3項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

第6条第1項第2号中「規定」を「いずれか」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第46号

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例の制定について

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

大津市歴史博物館条例の一部を改正する条例

大津市歴史博物館条例（平成2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中第3項を第5項とし、第2項の次に次の2項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民

4 前項第4号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を任命しないことができる。

第9条に次の1項を加える。

6 委員は、再任されることができる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

議案第47号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

- 1 工 事 名 田上市民センター改築工事
- 2 工 事 場 所 大津市里三丁目
- 3 工 事 概 要 建築本体
構 造 鉄筋コンクリート造3階建
延床面積 1,289.83平方メートル
屋外附帯施設工事等 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 199,935,750円
- 6 契 約 の 相 手 方 大津市皇子が丘二丁目9番12号
株式会社アルファー建設

議案第48号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 栗津中学校校舎耐震改修等工事（Ⅱ期） |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市晴嵐一丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 耐震改修工事 一式
大規模改修工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 221,000,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市打出浜13番15号
株式会社笹川組 |

議案第49号

訴えの提起について

大津市営住宅の明渡請求等の訴えを提起することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

1 被告となるべき者の住所、氏名等

番号	住 所	氏 名	団地名	住宅番号	滞納家賃の額	滞納駐車場 使用料の額
1	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	坂本一丁 目団地	■■■■■■■■■■	397,600 円	74,500 円
2	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	仰木の里 団地	■■■■■■■■■■	466,100 円	

(注) 滞納家賃の額及び滞納駐車場使用料の額は、いずれも平成24年1月6日現在のものである。

2 請求の趣旨

上記の者は、大津市営住宅の家賃を長期にわたり滞納し、本市の再三にわたる滞納家賃の支払の督促にもかかわらず、これを支払わないので、大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）第36条第1項の規定により、その明渡しの請求をしたが、これに応じないため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃、督促手数料及び明渡請求後の家賃相当損害賠償金の支払を求めて訴えを提起する。なお、駐車場使用料の滞納がある者に対しては、当該訴えにおいて、滞納駐車場使用料及びこれに係る督促手数料の支払を併せて求める。

3 訴訟上の和解の方針

訴訟係属中に、上記の者（以下「被告」という。）から、滞納家賃の額及び滞納駐車場使用

料の額並びにこれらの督促手数料の額（以下「滞納家賃等の額」という。）の4分の1以上の額で市長が適当と認める額の納付があったときは、次の内容を主旨とする訴訟上の和解をすることができる。

- (1) 被告は、滞納家賃等の額の残額を5年以内の期間で市長が適当と認める期間において毎月分割して納付するものとする。
- (2) 本市は、被告に対し、市営住宅の明渡しの請求を撤回し、継続して入居することを認めるものとする。
- (3) 被告が第1号の分割金の支払を3回以上怠ったとき又は和解の日以降の家賃を3か月以上滞納したときは、被告は、期限の利益を失い、滞納家賃等の額の全額を一時に支払うとともに、直ちに市営住宅を明け渡さなければならない。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第50号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

[Redacted Name]
[Redacted Address]

2 損害賠償の額

1, 100, 360円

(参考)

平成23年6月9日、大津市浜大津三丁目4番15号地先市道幹1033号線と市道中2512号線との交差点において、市道中2512号線を西方向に走行してきた公用車（子ども家庭課職員運転）が、同交差点を右折しようとしたところ、前方不注視により、同交差点北側の横断歩道を東方向に直進して通過しようとしていた相手方自転車に接触し、相手方が負傷するとともに、同自転車等が損傷したもの

議案第51号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を締結することについて、同法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

- 1 契約金額 15,600,000円を上限とする額
- 2 契約期間 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- 3 契約の相手方 大津市一里山四丁目12番25号

公認会計士 野口 真一

議案第52号

滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、滋賀県市町村職員研修センター規約（平成13年制定）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

平成24年2月20日提出

大津市長 越 直 美

滋賀県市町村職員研修センター規約の一部を改正する規約

滋賀県市町村職員研修センター規約（平成13年制定）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「財団法人滋賀県市町村振興協会」を「公益財団法人滋賀県市町村振興協会」に改める。

付 則

この規約は、滋賀県知事の許可があった日から施行する。